

日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医資格の更新に関する施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

第1条 公益社団法人日本精神神経学会日本専門医機構認定精神科専門医制度規則（以下、規則）の施行にあたり、規則に基づき、日本専門医機構認定精神科専門医（以下、専門医）の資格更新についての細則を定める。

第2章 委員会

（担当委員会）

第2条 専門医資格更新に関する審査および生涯教育に必要な講習会等の企画、運営、履修項目およびその単位の審査等、専門医資格の更新に必要な業務は生涯教育委員会がおこなう。

第3章 専門医資格の更新

（資格の更新の申請書類の提出義務）

第3条 専門医資格の更新を申請しようとするものは、以下に挙げた書類を所定の方法で所定の期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。なお、(5)、(6)、(7)については必要に応じて提出するものとする。

- (1) 様式6-1：日本専門医機構認定精神科専門医資格更新申請書
- (2) 様式6-2：医療機関等における診療実績報告
- (3) 様式6-3：単位集計表
- (4) 様式7-1：臨床経験レポート書式
- (5) 様式7-2：専門医共通講習受講証明書 貼付シート
- (6) 様式7-3：精神科領域講習受講証明書 貼付シート
- (7) 様式7-4：精神科専門医領域学術業績等証明書 貼付シート

（資格の更新の要件）

第4条 専門医資格の更新にあたっては、以下の要件を満たす必要がある。

(1) 勤務実態の自己申告

日本専門医機構認定精神科専門医資格更新申請書（様式6-1）、医療機関等における診療実績報告（様式6-2）の提出により、認定日以降5年間の職歴、診療実績を申告すること。なお、診療実績には、通常の臨床業務のほか、精神保健福祉センター等での相談業務等も含むこととする。

(2) 診療実績の証明

更新までの5年間に担当したケース5例に関する臨床経験レポート（様式7-1）の提出により、専門医としての診療実績、診療能力を証明すること。

(3) 専門医共通講習の受講による単位取得

以下に示す講習会の受講により、単位を取得し、原則として専門医共通講習受講証明書 貼付

シート（様式7-2）により証明すること。

- ・医療安全講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・感染対策講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・医療倫理講習会（必修項目：5年間に1単位以上）
- ・指導医講習会
- ・保険医療講習会
- ・臨床研究 / 臨床試験講習会
- ・医療事故検討会
- ・医療法制講習会
- ・医療経済(保険医療など)に関する講習会など

※ いずれの講習会も1時間の受講につき1単位を付与する。

※ 講師には1時間につき2単位を付与する。

(4) 精神科領域講習の受講による単位取得

精神科専門医が最新の知識や技術を身に着けるために必要な講習等へ参加し、単位を取得し、必要に応じて精神科領域別講習受講証明書 貼付シート（様式7-3）を用い証明すること。各講習会別に取得できる単位は別表1に定める。

2 専門医資格の更新にあたっては、以下の要領に沿い、更新のための50単位を取得し、単位集計表（様式6-3）により取得を証明する必要がある。

i) 診療実績の証明：10単位

上述の「(2) 診療実績の証明」で求める臨床経験レポート5例の提出により、臨床実績が認められた場合、10単位が付与される。

ii) 専門医共通講習：最小5単位、最大10単位（このうち3単位は必修講習での取得が必要）

上述の「(3) 専門医共通講習の受講による単位取得」で示した単位を5単位以上取得すること。（ただし、最大10単位までしか認められない）

iii) 精神科領域講習：最小20単位

上述の「(4) 精神科領域講習の受講による単位取得」で示した単位を20単位以上取得すること。

iv) 学術業績・診療以外の活動実績：0～10単位

別表2に沿い、学術総会への参加や論文発表・学会発表等についても単位を付与する。単位を申請する場合には、精神科専門医領域学術業績等証明書 貼付シート（様式7-4）により活動実績を証明すること。（ここでの単位取得は必須ではない）

なお、学術総会への参加については、参加集会により単位が異なるため別表3に規定する。

（更新審査、認定）

第5条 第3条、第4条の要件を満たすものに対し審査をおこなう。資格更新の要件を満たしていると判定されたものには、日本専門医機構より更新認定証が交付される。

（専門医資格の更新の特例）

第6条 専門医資格を更新しようとするもので、国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、

介護のために更新ができない場合の対応においては、各専門医が事情に応じて本条2項、3項に示したいずれかの方法を選択することができる。

- 2 国内外の研究留学等の理由により、一定程度の期間、国内での臨床に従事しない場合、活動休止申請書（開始、終了期日を記載）と理由書を提出し、審査の結果、承認が得られた場合には専門医活動の休止ならびに認定期限の延長が認められる。なお、専門医休止期間については、専門医を呼称することができない。
- 3 出産、育児、病気等の理由により、診療活動を定期的にできないが自己学習などが継続できる場合、eラーニング15本の視聴ならびにeラーニングに関連する試験問題を正解することにより診療実績を代替できることとする。なお、この場合は専門医として呼称できない期間は生じない。
- 4 2項、3項により承認を得ようとするものは、事前に理由を付した書面と証明書にて専門医制度委員会に申し出なければならない。
- 5 なおその他の特別な場合には専門医制度委員会にて審議する。

第4章 専門医更新に係る諸費用

（更新の申請費用）

第7条 更新申請者は、更新審査料として40,000円を更新申請時に学会に、更新認定料として10,000円を日本専門医機構に納入しなければならない。（未定）

第5章 補 則

（施行細則の変更）

第8条 この細則の変更は常任委員会の議決および理事会の承認を経なければならない。

（異議申し立て）

第9条 規則およびこの細則にもとづく各認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって生涯教育委員会宛に申し立てをすることができる。

（虚偽の記載に対する罰則）

第10条 申請書等に虚偽の記載があったときは、申請を受理しない。

（既納の申請料、審査料、認定料の返却）

第11条 既に納入した各種申請料、審査料、認定料等の諸費用は原則として返却しない。

附 則

第1条 専門医資格の更新に関する施行細則は平成27年9月23日に制定し、平成27年11月1日から施行する。

第2条 新制度への移行期の措置については、第4条に規定した要件に沿って別表4のように規定する。

別表1 精神科領域講習の受講による単位取得について

第4条(4) 精神科領域講習の受講による単位については、以下のように定める。なお、講師については1時間に2単位を付与する。

iii) 精神科領域講習に算定できる単位（原則として1時間1単位）		
日本精神神経学会学術総会で指定するプログラム	A群①	1日4単位、年間12単位を上限とする
生涯教育委員会が指定する生涯教育研修会	A群②	1回4単位を上限とする
各地方単位の精神神経学会および精神医学会のプログラム	B群	1回3単位を上限とする
七者懇加盟団体が主催する全国規模の学会・研修会	B群	1回3単位を上限とする
世界精神医学会（WPA）大会（自己申請による）	B群	1回3単位を上限とする
国際学会（自己申請に基づき、生涯教育委員会が審査し認定されたもの）	B群	1回3単位を上限とする
その他日本精神神経学会が指定する全国規模の精神医学関連学会	B群	1回3単位を上限とする
七者懇加盟団体の支部が主催する地域レベルの学会・研修会	C群	1回1単位、C群として年間3単位を上限とする
その他日本精神神経学会が指定する地域単位の精神医学関連学会	C群	1回1単位、C群として年間3単位を上限とする
生涯教育委員会が指定したeラーニング	eラーニング	1回0.5単位、年間3単位を上限とする
関連学会が主催するシミュレーショントレーニング	シミュレーショントレーニング	1回1単位、年間3単位を上限とする

※1 学会・研修会につき、単位確認は1回。（A群①以外）

※それぞれの単位の計算は11月1日から始まり、翌年の10月31日までを1年間とする。

※単位の申請にあたっては、主催団体がその都度、所定の申請書を提出し、生涯教育委員会が審査する。

【 説明 】

■ A群：

①日本精神神経学会学術総会の期間中に実施される、生涯教育委員会が指定したプログラム（1日4単位、1開催の取得上限を12単位とする）

②生涯教育委員会が承認する生涯教育研修会（1時間につき1単位、1開催の取得上限を4単位とする）〔註1〕

■B群：1時間につき1単位とし1開催の上限を3単位とする。〔註2〕

・日本精神神経学会が日本専門医機構認定精神科専門医制度において単位認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会のプログラム〔註3〕

・七者懇加盟団体〔註4〕が主催する全国規模の学会・研修会における講習

・世界精神医学会（WPA）大会（自己申請による）

・国際学会に参加した後、自己申請に基づき生涯教育委員会が審査し、認定された国際学会

・日本精神神経学会が日本専門医機構認定精神科専門医制度において、単位認定の対象とする全国規模の精神医学関連学会の講習

■C群：プログラムの時間（原則1時間以上）にかかわらず1開催あたり1単位とし、C群として年間の取得上限は3単位とする。〔註5〕

・七者懇加盟団体の支部が主催する地域レベルの学会・研修会（その都度対象とする）における講習

・その他の地域単位の学術集会・研修会、日本医師会生涯教育（精神科領域のものに限る）

■eラーニング：

・生涯教育委員会の指定したプログラムをインターネットで聴講・設問に解答する事が必須で、1コンテンツにつき0.5単位とし年間の取得上限を3単位とする。

■シミュレーショントレーニング

・生涯教育委員会が承認する、関連学会主催のECT講習会、SST講習会、モデル患者の症状評価トレーニング〔註6〕

※註 1：

・開催について：単位対象学会との同時間帯での開催は認められない。

・スポンサー：一切認めない。（金銭的・物的・人的援助等）

※註 2：

B群については、当該学会による申請に基づき、

① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること

② 当該学会で一般的な精神科臨床を实践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること

③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること

④ 適正なスポンサーシップが守られていると生涯教育委員会が認定した場合

⑤ 設立して5年が経過していること

⑥ 会則・規約などが整備されていること

⑦ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
以上の条件を満たす学術臨床研究を目的とする継続的な研究会・学会であると生涯教育委員会が認定した場合、単位認定の対象となる。（5年毎の更新が必要）

※註 3：

生涯教育委員会が単位認定の対象とする各地方単位の精神神経学会あるいは精神医学会とは以下の通りとする。

北海道精神神経学会、東北精神神経学会、東京精神医学会、東海精神神経学会、
北陸精神神経学会、近畿精神神経学会、中国・四国精神神経学会、九州精神神経学会

※註 4：

七者懇加盟団体とは以下の通りとする。

精神医学講座担当者会議、国立精神医療施設長協議会、全国自治体病院協議会、
日本精神科病院協会、日本精神神経科診療所協会、日本総合病院精神医学会

※註 5：C群については、当該学会による申請に基づき、

- ① 役員に日本精神神経学会会員が入っていること
- ② 当該学会で一般的な精神科臨床を实践する上で必要とされる知識と技能を得ることができることをプログラムにより示すことができること
- ③ 単位の集計業務に当該学会が協力すること
- ④ 設立して5年が経過していること
- ⑤ 会則・規約などが整備されていること
- ⑥ 会費が徴収されており、財政が公開されて透明性が確保されていること
- ⑦ 適正なスポンサーシップが守られていること

の条件を全て満たしているものが単位認定の対象となる。（5年毎の更新が必要）

なお⑦の「適正なスポンサーシップ」とは、スポンサーとの共催であった場合でも、過去5年間に複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではないことを指す。

また、C群に属する学術集会・研修会について、適正なスポンサーシップに基づく学術集会・研修会であるか否かは、当該団体からの申請に基づき生涯教育委員会が判断する。

※註 6：

企業主催の場合は認めない。また、企業が共催の場合も原則として認めていない。

ただし、複数のスポンサーがあり、特定の単数の企業からのみ金銭的・物的・人的援助を受けているものではなく、かつ特定の企業の利益を目的とするものではない場合は、生涯教育委員会の判断により認められる場合もある。

別表2 iv)学術業績・診療以外の活動実績に算定できる単位（自己申請による）（最大10単位まで）

○教育的企画・学術集会等への参加（5年間で最大3単位まで） ※詳細は別表3を参照

注： iii) 精神科領域講習の単位とは別に5年間で3単位まで取得可能

日本精神神経学会学術総会	3単位
日本医学会総会	3単位
各地方単位の精神神経学会および精神医学会総会	2単位
国際学会（世界精神医学会（WPA）等）	2単位
七者懇団体主催による講演会等	2単位
国内におけるその他の集会	1単位

○業績発表

【学術発表】		
上記A群からC群の学会・研修会における精神科に関する発表	筆頭発表者・ 共同演者1名 (第2演者)の み	1単位
【学術誌・著書等における発表】		
精神神経学雑誌掲載論文	筆頭著者	2単位
	共同著者	1単位
Psychiatry and Clinical Neurosciences誌掲載論文	筆頭著者	2単位
	共同著者	1単位
ピアレビューを受けた内外論文	筆頭著者	2単位
	共同著者	1単位

○その他

Psychiatry and Clinical Neurosciences誌論文の査読を行った場合	1編	1単位
精神神経学雑誌、Psychiatry and Clinical Neurosciencesの論文審査 ならびに雑誌編集に関する業務に携わる場合	1業務	1単位
専門医審査に関する業務に携わる場合	1業務	1単位
裁判所命令に基づく精神鑑定書1例を手がけた場合	筆頭者	2単位
地域・学校等で専門医としてふさわしい活動または講演を行った場合	約60分	2単位

別表3 学術業績・診療以外の活動実績：教育的企画・学術集会等への参加による単位について

第4条(5) iv) 学術業績・診療以外の活動実績による単位のうち、教育的企画・学術集会等への参加による単位は以下のように定める。

【3 単位】 A 群に該当する学術総会、日本医学会総会
日本精神神経学会学術総会、日本医学会総会

【2 単位】 B 群に該当する学術総会

北陸精神神経学会	日本精神病理学会
北海道精神神経学会	日本ストレス学会
東京精神医学会	独立行政法人国立精神・神経医療研究センターによる研修会
近畿精神神経学会	日本依存神経精神科学会
東北精神神経学会	日本神経病理学会
九州精神神経学会	日本森田療法学会
中国・四国精神神経学会	信州精神神経学会
東海精神神経学会	日本臨床精神神経薬理学会
精神医学講座担当者会議による研修会（ただし全国規模に限る）	日本乳幼児医学・心理学会
全国自治体病院協議会精神科特別部会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本青年期精神療法学会
日本精神神経科診療所協会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本精神分析学会
日本精神科病院協会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本トラウマティック・ストレス学会
日本総合病院精神医学会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本内観学会
国立精神医療施設長協議会による研修会（ただし全国規模に限る）	日本老年精神医学会
国際学会（世界精神医学会（WPA）等）	日本精神保健福祉政策学会
S S T 普及協会	多文化間精神医学会
日本神経科学学会	日本神経精神医学会
日本思春期青年期精神医学会	日本産業精神保健学会
日本外来臨床精神医学会	日本集団精神療法学会
日本外来精神医療学会	日本アルコール関連問題学会
日本家族研究・家族療法学会	日本社会精神医学会
日本睡眠学会	日本サイコセラピー学会
日本芸術療法学会	日本臨床神経生理学会
日本てんかん学会	日本精神障害者リハビリテーション学会
アルコール関連問題予防研究会	日本精神科救急学会
日本認知療法学会	日本精神科診断学会
日本神経精神薬理学会	日本内観医学会
日本うつ病学会	日本病院・地域精神医学会
日本児童青年精神医学会	日本矯正医学会
日本摂食障害学会	日本デイケア学会
	勤労者精神医療研究会
	全国大学メンタルヘルス研究会
	日本精神分析的な精神医学会
	日本サイコオンコロジー学会
	日本高次脳機能障害学会

日本嗜癮行動学会
日本精神・行動遺伝医学会
日本臨床死生学会
日本自殺予防学会
日本心身医学会
日本小児精神神経学会
日本ブリーフサイコセラピー学会
日本スポーツ精神医学会
日本生物学的精神医学会
日本臨床催眠学会
日本精神保健・予防学会
日本子ども虐待防止学会
日本病跡学会
日本神経化学会
日本精神医学史学会
日本認知症学会
日本EMDR学会

日本心理教育・家族教室ネットワークによる研修会
日本認知・行動療法学会
日本司法精神医学会
日本統合失調症学会
日本薬物脳波学会
GID（性同一性障害）学会
包括システムによる日本ロールシャッハ学会
日本不安症学会
特定非営利活動法人メンタルケア協議会による研修会
日本周産期メンタルヘルス研究会学会
日本線維筋痛症学会
日本精神衛生学会
日本ADHD学会
日本アルコール・薬物医学会

【1単位】 C群に該当する学術集会

精神医学講座担当者会議による研修会（地域レベルのもの）
全国自治体病院協議会精神科特別部会による研修会（地域レベルのもの）
日本精神神経科診療所協会による研修会（地域レベルのもの）
日本精神科病院協会による研修会（地域レベルのもの）
日本総合病院精神医学会による研修会（地域レベルのもの）
国立精神医療施設長協議会による研修会（地域レベルのもの）
北九州市医師会精神科医会
旭川精神医学研究会
岡山臨床精神薬理研究会
神奈川県精神医学会
熊本大学医学部神経精神科同門会
群馬精神医学会
高知県精神科医会
精翠会
中国四国アルコール関連問題研究会

道東北精神医学研究会
奈良県医師会精神神経科部会
新潟精神医学会
新潟総合病院精神医学研究会
広島精神神経学会
福岡臨床と脳波懇話会
福島県精神医学会
北陸司法精神医学懇話会
三重精神医会
宮城県精神科医会
宮崎県精神科医会
山口県うつ病治療研究会
鹿児島精神神経学会
山陰精神神経学会
精神分析研究会・神戸
信州嗜癮医療福祉研究会
広島精療精神医学研究会
九州集団療法研究会
関西精神障害研究会
愛媛県精神神経学会
北海道精神医療研究会

秋田精神医療懇話会
栃木県精神医学会
茨城精神医学集談会
静岡県中部精神科医会
富山県精神科医会
岡山大学大学院精神神経病態学教室同門会
千葉県精神科医会
石川県神経科精神科医会
山口県神経精神科医会
岡山県精神科医会
沖縄精神神経学会
広島市精神科医会
日本心身医学会中国・四国地方支部
日本心身医学会北海道支部
川崎市精神科医会
東京都医学総合研究所
横浜市精神科医会
広島精神科病診連携懇話会
賀茂東広島精神科医会
関西アルコール関連問題学会
静岡県東部精神科医会
長崎精神神経科集談会
九州・沖縄社会精神医学セミナー
多摩 Schizophrenia 研究会
岩手県精神医会
滋賀県精神神経科医会
山口大学医学部神経精神医学教室同門会
福岡精神科集談会
順天堂大学医学部精神医学教室同門会
久留米大学医学部精神神経科学教室同門会

脳の医学・生物学研究会
岐阜県精神科医会
群馬司法精神医学・医療懇話会
日本心身医学会中部支部
高知県うつ病研究会
NPO 法人みなとネット 21
千葉大学精神医学教室同門会
神奈川県心身医学会
新潟統合失調症研究会
埼玉東部精神医療フォーラム
山形県精神科医の会
北海道精神科リハビリテーション研究会
北海道児童青年精神保健学会
新都心メンタルネットワーク研究会
東部臨床精神科懇話会
神奈川児童青年精神医学研究会
滋賀臨床行動科学研究会
静岡県精神科救急医療研究会
山形心身医学研究会
山形精神病理・精神療法研究会
山形大学医学部精神医学教室同門会
東北児童青年精神医学会
日本てんかん学会東海北陸地方会
長崎県精神科リハビリテーション研究会
西播磨地区精神保健福祉連絡協議会
茶崖精神医療フォーラム
新潟気分障害研究会
南大阪躁うつ病研究会
日本アルコール関連問題学会 東海北陸地方会

別表4 2016年度から2019年度の移行措置について

2016年度から2019年度の移行期間に必要な取得単位は以下のように定める。

認定期限	単位・ポイント 取得期限	機構専門医部分の単位について							学会専門医部分のポイント		合計
		i) 診療実績の証明		ii) 専門医共通講習		iii) 精神科領域 講習	iv) 学術業績・ 診療以外の活 動実績	i)~iv)の 合計	研修会・研 究会への参 加、研究発 表、論文発 表	機構単位 への換算	
		取得単位	(臨床経 験レポー ト症例 数)	取得単位	(必修講 習につい て)	取得単位	取得単位	単位計	点数	単位数	
2017年3月	2016年10月	2	(2例)	最小1~ 最大2	(必須な し。できれ ば1。)	最小4~最大8	0~2	10単位	480点	32単位	42単位
2018年3月	2017年10月	4	(2例)	最小2~ 最大4	(1以上)	最小8~最大16	0~4	20単位	360点	24単位	44単位
2019年3月	2018年10月	6	(3例)	最小3~ 最大6	(2以上)	最小12~最大24	0~6	30単位	240点	16単位	46単位
2020年3月	2019年10月	8	(4例)	最小4~ 最大8	(3以上)	最小16~最大32	0~8	40単位	120点	8単位	48単位
2021年3月	2020年10月	10	(5例)	最小5~ 最大10	(3以上)	最小20~最大40	0~10	50単位	0点	0単位	50単位